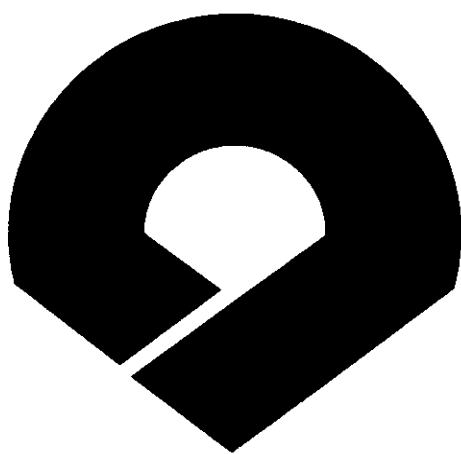


No.

設計業務等標準積算基準書



令和4年7月

和歌山県県土整備部

1. 総則

和歌山県県土整備部所管の設計業務等の積算は、一般財団法人経済調査会で発行している次の市販図書の記載内容
を読替えて、優先して適用するものとする。

○ 設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書（参考資料） 令和4年度版

2. 参考資料

○第1編 総則 第1章 総則(参考資料) 第2節 設計等における数値の扱い 2-1 設計価格等の扱い

設計に使用する価格は、原則として、設計書作成時における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている価格については、次式により求めた価格とする。

(設計に使用する価格) = (内税価格) ÷ (1 + 消費税率)

なお、算出された価格に端数が生じる場合は、1円単位(1円未満切捨て)とする。

設計価格は、標準歩掛による単価、市場単価、特別調査による単価、見積もり等をもとに、実勢の価格を反映するものとする。

(参 1-1-1)

○第1編 総則 第1章 総則(参考資料) 第2節 設計等における数値の扱い 2-2 端数処理等の方法

(3) 物価資料を用いる単価

<削除>

(参 1-1-1)

○第1編 総則 第1章 総則(参考資料) 第2節 設計等における数値の扱い 2-2 端数処理等の方法 (10) 業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

(参 1-1-2)

○第1編 総則 第2章 積算基準(参考資料) 第1節 積算基準 1-3 旅費交通費

1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 (1) 通勤及び宿泊・滞在の区分 1)

通勤可能な目安は、積算上の基地から現地までの片道距離が30km程度(高速道路等を利用する場合は片道距離60km程度)もしくは片道所要時間1時間程度とする。

現地での作業を伴う業務は連絡車(ライトバン)運転、その他の業務については公共交通機関を利用するものとして積算する。

地質調査業務及び土木設計業務及び調査、計画業務における旅費交通費は別途計上する。なお、測量業務においては、連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費は測量業務標準歩掛の機械経费率等に含まれているため、別途計上しない。

連絡車(ライトバン)運転にかかる機械経費及び材料費 1日当り単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ガソリン	レギュラー	L				2.6L/h × ○ h
損 料	ライトバン 1.5L	h				運転時間当り損料
〃	〃	日	1			供用日当り損料

連絡車(ライトバン)運転にかかる運転労務費は計上しない。また、高速道路等の料金は別途計上すること。

(参 1-2-6)

○第3編 地質調査業務 第2章 地質調査運用(参考資料) 第1節 機械ボーリング 1-2 運搬費の積算(1)

運搬費のうち資機材の運搬は、資機材運搬積算上の基地から現地までの搬入、搬出とする。

運搬機種は、2t, 3t, 4t の2.9t 吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準(ボーリング用資材1編成分)とするが、これにより難い場合は別途計上する。

3t 車(2.9t 吊りクレーン付き)の場合 (1日当り)

項 目	名 称	規 格	単位	員数	摘要
材料費	軽 油		L		$\bigcirc \cdot \bigcirc (L/h) \times 2U (h)$
労務費	特殊運転手		人		$1/T(人/h) \times 2U (h)$
機械経費	トラック損料	$\bigcirc t(クレーン付)$	時間	2U	運転時間当り損料
	〃	〃	日	1	供用日当り損料

(注) 1. 時間当り燃料消費量 $\bigcirc \cdot \bigcirc$ は、建設機械等損料算定表の「燃料消費量」によるものとする。

2. Uは、片道所要時間であり1時間単位とする。

3. 運転日当り運転時間(T)は、建設機械等損料算定表によるものとし、小数点以下第1位(第2位四捨五入)とする。

4. $1/T$ は小数点以下第2位(第3位四捨五入)とする。

(参 3-2-3)